

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。
- 2 都市建設関係事業のうち市道の整備（新設・改良）について、用地取得については 5 年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

平成 21 年 5 月 25 日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	第6回		
4	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	第6回		
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回	第6回 承認	
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枳設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
15	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
19	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
20	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		

31	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
33	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
39	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
40	道路占用料	都市建設部会	事務局		
41	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
42	道路台帳	都市建設部会	事務局		
43	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
44	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
45	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
46	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
47	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
48	官民境界	都市建設部会	事務局		
49	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
50	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

調査項目	建設関係事業	小項目名	3 市（町）営住宅使用料の算定
------	--------	------	-----------------

調 査 内 容	住宅使用料算定係数の格差及び住宅使用料の調整について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。 また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数 2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95 4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値 5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値 6. 利便性係数：事業主体が定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Ln/Log10Lh) Ln 当該住宅の固定資産税評価額（㎡/円） Lh 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05	1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数 2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.7 4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値 5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値 6. 利便性係数：事業主体が定める値 植木町における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Y/Log10X) Y 当該住宅の固定資産税評価相当額 （㎡/円） X 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05 ○小集落改良住宅については、家賃一律2,000円
相 違 点 と 課 題	立地係数・利便性係数については、いずれも熊本市が高いので、同じ規模・年数であれば熊本市の使用料が高い。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	4 市道の整備（新設・改良）
------	--------	------	----------------

協議内容	道路拡幅に伴う用地の取得について
合併協議会協議結果（調整方針）	用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。	地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。
	道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。	道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者には、測量並びに用地提供の承諾書を添付し、町独自の用地価格を定め購入する。
	ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。	・ 単独道路新設改良経費
	・ 単独道路新設改良経費	平成 17 年度決算 239, 202 千円 平成 18 年度決算 223, 773 千円 平成 19 年度決算 121, 395 千円 （単独橋梁整備費を含む）
相 違 点 と 課 題	平成 17 年度決算 1, 015, 152 千円 平成 18 年度決算 1, 030, 907 千円 平成 19 年度決算 1, 046, 559 千円	
	・ 単独橋梁整備経費	
	平成 17 年度決算 4, 599 千円 平成 18 年度決算 18, 232 千円 平成 19 年度決算 3, 728 千円	
	国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く道路改良事業で、道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（植木町）で相違している。	